

障害児通所給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 911万円
(前年度 1件 1007万円)

1 障害児通所給付費の概要

障害児通所支援は、障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、市町村(特別区を含む。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」)が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」)を事業所に専任で配置している場合には、障害児の障害種別及び当該事業所の利用定員に応じた児童発達支援管理責任者専任加算(以下「管理責任者専任加算」)^(注)の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により算定することとなっている。また、事業所に配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供をするために、管理責任者を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算(以下「管理責任者欠如減算」)として、基本報酬の単位数に、管理責任者欠如減算が適用される月から5月未満の月については70/100を、5月以上の月については50/100(平成29年度以前は70/100)をそれぞれ乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

市町村から通所給付決定を受けた障害児の保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、市町村はこれに係る障害児通所給付費を事業者に支払い、国は市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

(注) 30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、管理責任者専任加算は、改定後の基本報酬に組み込まれることとなり、29年度をもって廃止された。

2 検査の結果

4県に所在する4事業者は、事業所に管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったのに、管理責任者専任加算の単位数を算定したり、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したりなどしていた。

このため、28年度から令和元年度までの間に、上記の4事業者に対して12市町が行った障害児通所給付費の支払が計837件、計1823万円過大となっていて、これに対する国の負担額911万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

県名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた 障害児通所給 付費の件数	過大に支払われた 障害児通所給 付費	不当と認める国 の負担額	摘要
埼玉県	2市(1)	平成28	134 件	298万 円	149万 円	放課後等デイサービス
岐阜県	2市(1)	令和元	22	293万	146万	同
三重県	2市(1)	平成30	447	519万	259万	児童発達支援、放 課後等デイサービス
沖縄県	6市町(1)	28～30	234	713万	356万	放課後等デイサービス
計	12市町(4)		837	1823万	911万	